

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）
及び県営首里城公園指定管理者募集要項

令和4年6月

沖縄県土木建築部
都市公園課

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）

及び県営首里城公園指定管理者募集要項

目次

第1	募集の目的	1
第2	施設の概要	1
1	施設の名称及び設置目的	1
2	施設の所在地	1
3	施設の規模等	1
4	開場時間、休場日	3
5	施設の利用料金等	3
第3	指定管理者が行う業務	4
1	首里城正殿等	4
2	県営首里城公園	5
第4	業務実施上の留意事項	5
1	首里城正殿等のコンセプトの遵守について	5
2	首里城正殿等の復元整備に関する展示解説等業務について	5
3	首里城正殿等の行催事の実施について	5
4	沖縄固有の歴史・文化に関わる行催事等の実施について	6
5	自主事業について	6
6	設備・システム等について	7
7	指定管理区域外の管理受託者との協議	8
8	指定管理者名等の表示	8
9	区分経理・会計体制の確立	8
10	業務委託の制限	8
11	関係法令等の遵守	8
12	沖縄県行政手続条例の適用	8
13	文書の管理・保存	8
14	情報公開規程の整備	8
15	手続規程等の整備	9
16	情報管理	9
17	沖縄県暴力団排除条例の適用	9
18	賠償責任保険への加入	9
19	その他の利用促進の取組み等について	9
第5	指定期間	9
第6	指定管理者の収入と管理に要する経費	9
1	指定管理者の収入	9
2	指定管理料	10
3	施設管理に要する経費等	11
第7	責任分担	12
第8	応募資格要件	13

1	基本的要件	13
2	首里城正殿等における業務実績に関する要件	14
第9	指定管理者選定の手続き	15
1	募集及び選定のスケジュール（予定）	15
2	募集要項等の公表	15
3	秘密制約保持者に対する資料の提供	16
4	指定管理者募集にかかる現場説明会及び施設見学会	16
5	募集に関する質問等の受付	16
第10	申請の手続き	16
1	申請書類の提出	16
2	提出書類	16
3	申請書類の提出部数	19
4	申請法人名等の公表	19
5	県提供資料の目的外使用の禁止	19
6	申請費用の負担	19
7	提出書類の変更及び追加の禁止等	19
8	提出書類の著作権、情報公開の取扱い	19
9	申請書に含まれる権利等の取扱い	19
10	申請の辞退	19
第11	選定及び審査基準	20
1	選定方法	20
2	審査基準	20
3	選定結果の通知及び公表	20
第12	基本協定等の締結	20
第13	指定管理者の留意事項	21
1	モニタリングの実施	21
2	監査	21
第14	指定管理者の取消し等	21
1	事業継続困難時の措置	21
2	指定管理者に対する実地調査等	21
3	指定管理者の取消し等	22
4	損害賠償について	22
5	疑義の解決	22
第15	業務の引継ぎ	22
1	指定管理業務開始時の引継ぎ	22
2	指定管理業務終了時の引継ぎ	22
第16	その他	22
第17	問合せ・書類提出先	22

沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)及び県営首里城公園

指定管理者募集要項

沖縄県は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）及び県営首里城公園の管理運営について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成 30 年条例第 56 号。以下「首里城正殿等管理条例」という。）第 3 条及び沖縄県都市公園条例（昭和 52 年条例第 41 号。以下「都市公園条例」という。）第 17 条に基づく指定管理者を一括して募集する。

第 1 募集の目的

現行の指定管理者の指定期間の満了に伴い、次に掲げる期間において、沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）及び県営首里城公園を一括して管理運営を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）を募集する。

- 1 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）
令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年 2 か月間
- 2 県営首里城公園
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 か年間

第 2 施設の概要

1 施設の名称及び設置目的

(1) 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）

沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）（以下「首里城正殿等」という。）は、国営沖縄記念公園の一部公園施設について、沖縄県が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項に基づく設置管理許可を受けた施設である。

首里城正殿等は、琉球王国の歴史と文化、王朝文化のシンボリック的存在として、貴重な国民の文化遺産を復元し、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図ることにより、沖縄文化の発信と沖縄観光の振興に資するため設置する。

(2) 県営首里城公園

県営首里城公園は、琉球文化の最も凝縮した首里城及びその周辺を文化的資産として保存するとともに、歴史的環境の保全整備、観光レクリエーションの充実・促進等を含めて都市公園として位置付け、活用を図るため設置する。

2 施設の所在地

沖縄県那覇市首里（別添 1 参照）

3 施設の規模等

(1) 首里城正殿等

ア 管理区域面積 6,823.6 m²（別添 2 参照）

なお、国営沖縄記念公園首里城地区の供用面積は令和 3 年度末現在 3.9 ha である。

イ 正殿復元工事の進捗に伴う管理区域の変更に適切に対応すること。

ウ 設備・システム等：別添 3 設備・機器等点検数量表参照

エ 管理対象の主な公園施設：（別添 2 参照）

公園施設名	公園施設の主な構造	構造等	
		建築面積	延床面積等
首里城正殿等（有料区域）			
① 奉神門	建築本体、バッテリー室、空調機械室、電気室、管理事務室、石高欄	R C造2階建（外観木造復元）1棟	
		建築面積	502.00 m ²
		延床面積	513.47 m ²
② 書院・鎖之間庭園	庭園、サンゴ砂利敷	築庭	
		庭園面積	801.00 m ²
③ 奥書院庭園	庭園、庭石及び植栽、サンゴ砂利敷、苜銘御嶽	築庭	
		庭園面積	76.00 m ²
④ 二階御殿（二階部分）	庭園	庭園面積	268.64 m ²
⑤ 二階御殿（一階部分）	ポンプ室、受水槽室	R C造 1棟	
		建築面積	179.10 m ²
		延床面積	179.10 m ²
⑥ 淑順門	建築本体	木造平屋建て 1棟	
		建築面積	14.71 m ²
		延床面積	13.74 m ²
⑦ 世誇殿	建築本体、室外機	木造平屋建て 1棟	
		建築面積	183.47 m ²
		延床面積	183.47 m ²
⑧ 女官居室	建築本体、室外機	鉄骨造1階建	
		建築面積	123.39 m ²
		延床面積	123.39 m ³
⑨ 後之御庭	工作物	舗装	
⑩ 白銀門	工作物	石積	
⑪ 東のアザナ	工作物	石積・磚敷	
⑫ 美福門	建築本体	木造	
		建築面積	23.60 m ²
		延床面積	22.65 m ²
⑬ 広福門（券売所）	券売所部分（内装）	R C造（外観木造復元）	
		延床面積	67.06 m ²
⑭ その他復元施設・寝廟殿	工作物	石積・磚敷	
⑮ 首里城復興展示室（寄満跡）	建築本体	鉄骨造1階建（プレハブ）	
		建築面積	171.42 m ²
		延床面積	171.42 m ²
⑯ 仮設通路、北殿北側見学通路	工作物	木製部、G R P部、鋼材部	

(2) 県営首里城公園

ア 区域面積 11.3ha

イ 建築面積、延床面積：

- ① 首里社館（建築面積 1,731.9 m²、延床面積 11,900.5 m²）
- ② 管理棟（建築面積 545.9 m²、延床面積 545.9 m²）

ウ 構造

- ① 首里社館（鉄筋コンクリート造 地上1階 地下2階）

1階：レストラン、店舗、休憩所、情報展示室等

地下1階：駐車場、ビジターロビー等

地下2階：駐車場等

※駐車場収容台数：バス最小20台～最大46台、

普通乗用車：最小50台～最大116台

- ② 管理棟（鉄筋コンクリート造 地上1階）

1階：事務所、会議室等

エ 管理センター及び首里社館の増築・改修に伴う変更に対応すること。

4 開場時間、休場日

(1) 首里城正殿等

ア 開場時間

期間	開場時間
4月1日～6月30日	8時30分～19時00分
7月1日～9月30日	8時30分～20時00分
10月1日～11月30日	8時30分～19時00分
12月1日～3月31日	8時30分～18時00分

・指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。

イ 休場日

7月の第1水曜日とその翌日。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、知事の承認を得て休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

ウ その他

入場券発売は、原則として閉場時間の30分前に終了する。

(2) 県営首里城公園

ア 開場時間

期間	開場時間
3月1日～11月30日	8時30分～19時00分
上記以外	8時30分～18時00分

・首里社館内駐車場も同じ

・指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。

イ 休場日

なし。ただし、指定管理者は知事の承認を得て、供用日を変更することができる。

5 施設の利用料金等

(1) 首里城正殿等

首里城正殿等の入場料については、首里城正殿等管理条例第 10 条の規定に基づき、当該条例別表第 2 及び別表第 3 に定める額を限度として、指定管理者が県知事の承認を得て決定する。

また、指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、入場料を減額し、又は免除することができる。その際は、事前に入場料の減免規程を県との協議の上で定めること。

なお、首里城正殿等における施設の整備状況を踏まえ、県は入場料の減額を承認しており、令和 4 年 4 月 1 日現在、次表に掲げる額となっている。

種別	一般	高校生	小・中学生
一般	400 円	300 円	160 円
団体 (20 人以上)	320 円	240 円	120 円
年間パスポート	800 円	600 円	320 円

(2) 県営首里城公園

県営首里城公園の利用料金については、都市公園条例第 25 条の規定に基づき、当該条例別表に定める基準額に 100 分の 70 を乗じて得た額から当該基準額に 100 分の 130 を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定する。

また、指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。その際は、事前に利用料金の減免規程を県との協議の上で定めること。

第 3 指定管理者が行う業務

1 首里城正殿等

指定管理者は、首里城正殿等の管理運営にあたって、都市公園の効用に資するため、公園施設としての本来の用途に従い、常に良好な状態で維持するとともに、復元整備に関する良好な展示・解説、施設利用者の安全性、快適性、利便性の高い環境の保持に努め、これら業務と首里城復興普及啓発、情報発信等の業務を総合的にかつ一体的に実施する。指定管理者の業務は以下のとおり。

なお、業務実施にあたっての管理運営内容は、本募集要項のほか「国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の管理に関する実施協定書」（別添 4 参照）（以下「実施協定」という。）に基づくとともに、業務の詳細内容は首里城正殿等仕様書及び「沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）の管理運営要求水準書」（以下「首里城正殿等要求水準書」という。）のとおりとする。

(1) 維持管理

- ① 施設維持管理業務（原則として大規模修繕及び予防保全として行う修繕業務を除く）（別添 5、6 参照、提供資料 1 参照）
- ② 安全衛生管理業務（提供資料 2 参照）
- ③ その他維持管理に関する業務

(2) 運営

- ① 入場料収受業務
- ② 首里城復興普及啓発業務
- ③ 復元整備に関する展示解説等業務
- ④ 行催事
- ⑤ 売店営業等業務
- ⑥ 広告宣伝・誘客営業活動業務及び利用促進計画業務
- ⑦ 利用者案内・警備業務

- ⑧ その他運営に関する業務
- 2 県営首里城公園
- 指定管理者は次の業務を行うものとする。業務の詳細内容については「県営首里城公園管理運営仕様書（以下「県営首里城公園仕様書」という。）」及び「県営首里城公園管理水準書」（以下「県営首里城公園管理水準書」という。）を参照すること。
- (1) 維持管理
- ① 清掃
 - ② 植栽管理
 - ③ 点検・修繕
 - ④ 緊急時・災害時の対応
- (2) 運営
- ① 許可業務
 - ② 窓口対応・報告・その他

第4 業務実施上の留意事項

- 1 首里城正殿等のコンセプトの遵守について
- 琉球王国の歴史と文化、王朝文化のシンボリック的存在である首里城は、貴重な国民の文化遺産を回復する目的で復元され、新たな県民文化の創出と伝統技術の継承・発展を図り、歴史的風土探訪の場として整備を行っている。令和元年の火災で焼失した首里城は、琉球文化・歴史の象徴であり、かつ、沖縄県民の誇りである。そのため県は、首里城正殿の早期復元や復元過程の公開、首里城公園の魅力向上や施設管理体制の強化に向けた取組を推進しており、指定管理者においてもその取組と連携し管理を行う。
- また、地元住民の利用に配慮しつつ適切かつ効果的な公園管理を図り、国営沖縄記念公園（首里城地区）無料区域と一体になった公園管理を行うように配慮する。
- あわせて、沖縄固有の歴史・文化に関わる行事、祭事、芸能等について積極的に導入を図り、多様で変化に富んだ利用運営を図る。
- 2 首里城正殿等の復元整備に関する展示解説等業務について
- (1) 復元整備に関する展示解説等業務について
- 国及び県と協力して、首里城の復興や関連施設の復元過程に合わせた展示や解説等、首里城正殿等仕様書に基づき実施する。
- (2) 指定管理者が自ら調達する展示品等について
- 展示品やこれに必要な什器備品等の確保は指定管理者において適切に行う。展示品の確保については、県や県内市町村、関係団体等の協力を得ることができる。また、展示における資料の取扱いについて、指定管理者は貴重な資料の保存の観点から十分注意し、当該分野における専門知識をもった学芸員等専門職員により、適切に行う。各施設及び展示の解説や説明は調査研究により常に更新し、学術的根拠に立脚した適切な表現とする。
- 現指定管理者である（一財）沖縄美ら島財団（以下「現管理者」という。）が所有する現管理者保有資産リスト（什器備品、車両）（提供資料3参照）について、指定管理者と現管理者との協議のうえ、借り受け等を行うことを可能とする（いずれも有償か無償か協議による）。
- 3 首里城正殿等の行催事の実施について
- 指定管理者が首里城正殿等において行催事等を主催又は共催するにあたっては、当面の間、「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領（平成21年7月29日沖縄総合事務局）」及び「国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細則（平成26年1月24日沖縄総合事務局）」に従い、県に対して事前に計画書を提出しなければならない。なお、今後、県が行催事等実施基準を定めた後の行催事等の実施については、県と指定管理者で協議を行う。
- また、指定管理区域の範囲外で実施される部分については、都市公園法第6条に基づく占用許

可又は同法第 12 条に基づく行為の許可を国に申請し、必要な許可を得なければならない。

県又は指定管理者以外の第三者が首里城正殿等において主催する行催事等（ロケーション等を含み、県や指定管理者が共催するものを除く。）に関しては、指定管理者は別に定める事務手続きに基づき、当該第三者と必要な調整を行ったうえで、当該第三者をして、国に対して都市公園法第 6 条に基づく占有許可又は同法第 12 条に基づく行為の許可を申請させ、必要な許可を得させなければならない。

4 沖縄固有の歴史・文化に関わる行催事等の実施について

沖縄固有の歴史・文化に関わる行事、祭事、芸能等について積極的に導入を図り、多様で変化に富んだ利用運営を図る。実施内容については、3 の事項に留意し、首里城正殿等仕様書に基づき実施する（別添 8 参照）。

行催事を実施する際に必要となる備品等（提供資料 3 参照）については、指定管理者と現管理者との協議のうえ、譲渡又は借り受けることを可能とする（いずれも有償か無償か協議による）。

5 自主事業について

指定管理者は、自己の責任と費用により、首里城正殿等及び県営首里城公園の利用促進、活性化及び公園の魅力向上に資する事業を自主事業として行うことができる。

- (1) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とする。
- (2) 自主事業の実施に当たっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要がある。
- (3) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとする。

- (4) 自主事業の提案に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 首里城正殿等及び県営首里城公園の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。

イ 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。

ウ 公共性の確保が図られていること。

- (5) 自主事業の提案について、指定管理候補者選定の際の評価対象とする。
- (6) 自主事業の実施に当たっては、都市公園法第 6 条に基づく占有許可又は同法第 12 条に基づく行為の許可等の手続が必要な場合がある。
- (7) 自主事業として、企画調査研究業務を実施するに当たっては、琉球王国の歴史と文化、王朝文化について体験、情報発信する専門施設として、学芸員等専門職員の配置や、関係機関との交流連携等により、次に掲げる調査研究・資料の収集について、積極的に実施するよう努めること。また、実施に当たり、他の関連業務との連携や調査研究の継続性に留意しつつ、調査研究成果についての評価、公表等を行い、調査研究の質を確保するよう務めること。

ア 首里城の活用促進に資する調査研究

イ 琉球王国における首里城の城郭内で行われた儀式催事に関する調査研究と資料の収集、行催事の企画運営への活用

ウ 琉球王国時代の施設等復元に関する学術・学際的な調査研究と資料の収集、施設の修繕、補修計画への活用

エ 琉球王国時代の文物資料の保存技術等に関する基礎研究

オ 国内及び国外の博物館・研究機関との情報交換、共同研究、資料収集

カ 今後の利用促進のための入場者動向調査・分析 等

- (8) 首里城正殿等における関連事業について

首里城正殿等における、例年行事として地域に根ざした取組みや公園の魅力向上を図る取組みとして、文化振興・緑化推進・自然環境保護の発展等の幅広い効果をもたらす次に掲げる自主事業の実施について、関連事業とし、積極的に実施するよう努めること。

ア 地域還元事業

首里城正殿等の魅力向上を図る趣旨から、観光振興、地域振興、周辺自治体との連携等の

事業（別添9参照）を実施してきている。指定管理者においては、同事業の趣旨を踏まえ、継続して積極的に取り組むこと。

イ 公園関連事業

国営公園関連事業として、現管理者は首里城正殿等のみならず国営公園に関する普及啓発や調査研究事業等（別添9参照）を実施してきている。指定管理者においては、当該事業の趣旨及び現状を踏まえて積極的に取り組むこと。

(9) 県営首里城公園が実施している自主事業

No	自主事業名	時 期	令和3年度利用者
1	物販事業1（首里杜館1F売店）	通 年	6,390人
2	物販事業2（首里杜館B1F売店）	通 年	12,642人
3	料飲事業1（首里杜館1Fレストラン）	通 年	11,735人
4	料飲事業2（首里杜館1Fカフェ）	通 年	9,739人
5	本設店舗事業	通 年	154人
6	自動販売機事業	通 年	37,515人

(10) 県営首里城公園が国営部分と連携し実施している主な自主事業

No	自主事業名	時 期	令和3年度参加者
1	首里城復興祭	10月31日 ～11月3日	14,441人
2	琉球王朝祭り首里「古式行列」	11月3日	無観客
3	県営公園周辺の沿道緑化協働事業	通 年	53人
4	首里城下にチョウを飛ばそう会との協働事業	年2回程度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施なし
5	県営公園の清掃協働事業	年数回	371人
6	体験教室 (漆喰絵付け、王冠制作等)	年数回	2,545人
7	出張講座	年数回	298人
8	郷土歴史文化学習事業	通 年	3,325人
9	首里城公園友の会との連携事業	通 年	481人
10	県内学生と連携したコンサート	年数回	3,977人
11	御城まつり（首里手作り市）	3月19日～ 21日	9,083人
12	首里城講座	年数回	36人

6 設備・システム等について

(1) 首里城正殿等

ア 首里城正殿等の設備・システム等

首里城正殿等を管理運営するために、現在、別添3「設備・機器点検等数量表」にある設備システムを維持管理している。

イ 指定管理者が自ら調達する設備・システム等

指定管理者は、アのうち、国が管理許可を与える設備システム及び県が設置した設備システム以外で、現在の首里城正殿等の管理運営の質を維持するために必要となる設備・システム等は自ら調達する。

現管理者が所有・使用している保有資産リスト（什器備品、車両）（提供資料3参照）について、指定管理者と現管理者との協議のうえ、譲渡又は貸与を受けることを可能とする（いずれも有償か無償か協議による）。

(2) 県営首里城公園

業務に必要な物品の調達について、指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与する。

なお、「別添7 県貸与備品一覧」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意すること。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとする。

7 指定管理区域外の管理受託者との協議

指定管理者は、公園全体の管理運営の円滑化のため、国の運営維持管理業務受託者と必要に応じて協議を行うものとする。

8 指定管理者名等の表示

首里城正殿等及び県営首里城公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と施設管理者である県の連絡先を区域内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記すること。

9 区分経理・会計体制の確立

首里城正殿等、県営首里城公園及び指定管理者が行う他業務の管理運営等に関する会計について、それぞれ会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行い、第13に掲げる各報告や監査等に対応すること。また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えること。

10 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部において、あらかじめ県が認めた場合はこの限りではない。

11 関係法令等の遵守

指定管理者は、管理運営業務の遂行に当たって、関係法令等を遵守すること。

12 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行うこと。

13 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定め、適正に管理・保存すること。また、指定期間終了時に、県の指示に従い、県に引き渡すこと。

14 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとする。

15 手続規程等の整備

使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保するものとする。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとする。

16 情報管理

(1) 指定管理者は、首里城正殿等及び県営首里城公園の管理運営を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

(2) 指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとする。

指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第 12 条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第 63 条及び第 64 条に基づく罰則規定がある。

17 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、首里城正殿等及び県営首里城公園の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置(利用の不承認、又は利用の承認の取消し)を講じること。

18 賠償責任保険への加入

指定管理者は、首里城正殿等及び県営首里城公園利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入すること。

19 その他の利用促進の取組み等について

現管理者が、首里城正殿等及び県営首里城公園の広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進の取組を行っているものについて、現管理者や関係機関との調整により、施設利用者に対するサービス向上等に引き続き取り組むよう努めること。

第 5 指定期間

1 首里城正殿等

令和 5 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年 2 か月間

2 県営首里城公園

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 か年間

第 6 指定管理者の収入と管理に要する経費

1 指定管理者の収入

首里城正殿等及び県営首里城公園の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を導入し、施設利用における入場料及び利用料金等は、指定管理者の収入とする。

(1) 首里城正殿等の管理運営にあたり指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 入場料金収入

首里城正殿等の入場料

イ 指定管理料

ウ その他収入

首里城正殿等における売店、自動販売機等による収入、指定管理者が主催又は共催する行事等で料金収受を伴うものなど、上記ア、イ以外の全ての収入

(参考) 首里城正殿等の過去3年間の収入内訳 (単位：千円)

	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算額	備 考
有料区域入場料収入	669,068	72,375	68,758	
その他収入*	284,044	110,182	116,709	
うち売店等収入	264,294	21,692	38,115	(自主事業含む)
合計	953,112	182,557	185,467	

*R2年度、R3年度のその他収入には、県からの補助金が含まれている。

(2) 県営首里城公園の管理運営にあたり指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

県営首里城公園の各施設の利用料金収入は、県営首里城公園を利用する日の属する年度の収入とする。

イ 指定管理料

ウ その他収入

県営首里城公園における上記ア、イ以外の全ての収入（自主事業（自動販売機収入除く）に係る分は除く）

(参考) 県営首里城公園の過去3年間の収入の内訳 (単位：千円)

	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算額	備 考
駐車場利用料金収入	89,951	23,382	18,977	
その他利用料金収入	969	1,255	548	業として写真等の撮影をする場合による収入
指定管理料	165,253	189,378	161,462	
その他収入	17,077	15,191	22,264	
うち自動販売機収入	5,575	1,121	1,159	R3設置許可台数21台
合計	273,250	229,206	203,251	

2 指定管理料

- (1) 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払うものとし、支払時期や方法は会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、首里城正殿等又は県営首里城公園に係る県と指定管理者との間で締結する基本協定（以下「基本協定」という。）において定める。

(2) 首里城正殿等

指定管理料は次の額を上限とする。県が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案すること。なお、収支計画書に記入された3年2か月間の指定管理料の合計が上限額の合計を上回る金額であった場合は、失格とする。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

年 度	指定管理料上限額
令和4年度（令和5年2月1日～令和5年3月31日）	4,776万6千円
令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	2億4,103万8千円

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	2億1,045万7千円
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	2億226万8千円
合 計	7億152万9千円

(3) 県営首里城公園

指定管理料は次の額を上限とする。県が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう提案すること。なお、収支計画書に記入された3年間の指定管理料の合計が上限額の合計を上回る金額であった場合は、失格とする。

指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）

年 度	指定管理料上限額
令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	1億6,143万円
令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	1億5,861万1千円
令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	1億6,146万1千円
合 計	4億8,150万2千円

(4) その他

ア 指定期間中において、工事等により施設の管理運営内容に変更が生じる場合は、指定管理料を見直すことがある。

イ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補てんはしない。

3 施設管理に要する経費等

(1) 首里城正殿等

ア 指定管理者は、首里城正殿等に係る入場料金収入、指定管理料及びその他収入をもって、首里城正殿等の管理運営に係る経費を賄うものとする。

イ 指定管理者が負担すべき管理運営に係る経費は、第3-1に掲げる業務に要する経費とする。

ウ 剰余納付金

指定期間中における入場料金収入、県が支払う指定管理料及びその他収入の指定期間中の最終年度の年度末における合計額が、管理運営に係る経費及び第4-5に規定する自主事業に要する経費として指定管理者が負担した額の合計額を上回った場合は、その差額分を県に納付する。

※これまで指定管理者は、都市公園法施行令第20条の規定に基づき県が国へ納付する土地・施設使用料相当額について、入場料収入等によって、県に納付することとしていたが、首里城正殿等は利益をあげるものでないとして、令和4年3月31日付け国土交通大臣告示第409号及び実施協定において、首里城正殿が完成するまでの間、土地・施設使用料納付の免除が認められたことから、県に対する当該使用料相当額の納付制度は設けていない。

ただし、首里城正殿等は利益をあげるものでないとして、土地・施設使用料が免除されたことから、新たに「剰余納付金」制度を設けている。

エ 電気・下水道等園内設備の取扱い

(ア) 指定管理区域の範囲内外において首里城正殿等の用途のみに使用されている設備について、通常の管理に必要な維持管理（大規模修繕は除く。）を行い、これに要する費用を負担すること。

(イ) 指定管理区域の範囲内外にまたがって存在し首里城正殿等と国営沖縄記念公園首里城地区内のその他の区域の用途にも使用されている設備について、指定管理区域内の通常の管理に必要な維持管理（修繕含む（原則として大規模修繕除く））を行い、これに要する

費用を負担すること。

(2) 県営首里城公園

ア 指定管理者は、県営首里城公園に係る利用料金収入、指定管理料及びその他収入をもって、県営首里城公園の管理運営に係る経費を賄うものとする。

イ 指定管理者が負担すべき管理運営に係る経費は、第3-2に掲げる業務に要する経費とする。

第7 責任分担

県と指定管理者の責任分担は次の表のとおりとする。

また、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとする。

表 指定管理者と県との責任分担

項目	内容	指定管理者	沖縄県
料金徴収業務	入場料及び利用料金徴収業務	○	
公園施設の管理	公園施設の維持管理及び運営	○	
物品等の管理	物品及び消耗品の管理	○	
展示品および什器	展示品やこれに必要な什器備品等の確保と管理	○	
施設・物品等の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合。	○	
	一の設備や機器等について一連で行うべき修繕に要する費用が1件当たり100万円(消費税を含まない)以下で、かつ予防保全として行う修繕に該当しないもの	○	
	予防保全として行う修繕		○
	一の設備や機器等について一連で行うべき修繕に要する費用が1件当たり100万円(消費税を含まない)を超える大規模修繕		○
物価・金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担	○	
資金調達	必要な資金確保	○	
支払い遅延	指定管理者の責に帰すことの出来ない理由により県からの支払の遅延によって生じた場合		○
	上記以外の場合	○	
事業の中止・延期	県の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の責任による遅延・中止	○	
	指定管理者の事業放棄・破たん	○	
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理における当該事情による増加経費負担		○
書類の誤り	募集要項、管理運営仕様書等、県が責任を持つ書類誤りによるもの		○

項目	内容	指定管理者	沖縄県
	事業計画等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの	○	
苦情・訴訟・要望対応	管理運営業務に対する苦情、訴訟、要望への対応	○	
事故対応	指定管理者が作成し県に提出する危機管理マニュアルによる	○	
災害時対応	指定管理者が作成し県に提出する危機管理マニュアルによる	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動、疫病その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外若しくは見込み可能であってもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものであって、県及び指定管理者のいずれの責めに帰さないもの）による施設、設備、物品等の復旧費用		○
	不可抗力による施設、設備、物品等の損傷に対する初期対応	○	
	不可抗力による施設、設備、物品等の復旧費用（指定管理者が所有するもの）	○	
	不可抗力による管理運営の中断、事業履行不能によって管理運営の継続に支障が見込まれる場合*	協議	協議
施設利用者や第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設利用者に損害を与えた場合	○	
	上記以外の場合		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引き継ぎに要する費用	○	

※管理運営の中断とは14日以上連続で休館した場合を指す。事業履行不能とは、物的損害によって業務が継続出来なくなった場合を指す。

第8 応募資格要件

首里城正殿等及び県営首里城公園の管理についてはそれぞれの指定管理者を一括して公募するものであり、どちらか一方のみの応募は認めない。

1 基本的要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とする。

ア 法人、その他団体（以下「法人等」という。）であること

イ 国及び地方税の滞納がないこと

ウ 首里城正殿及び県営首里城公園の設置目的を十分理解する法人等であること

エ 首里城正殿及び県営首里城公園の管理運営にあたっての知識と経験、十分な資力、能力を有すること

オ 指定期間中に、解散・廃止のおそれがないこと

カ 県内に主たる事務所又は事業所を有すること（共同企業体の場合、代表となる団体は県内に主たる事務所又は事業所を有し、他の構成員は県内に事務所又は事業所を有すること）

※主たる事務所又は事業所とは、税等の法令上の用語で、いわゆる本店に当たるものとし、

事務所又は事業所とはいわゆる支店に当たるものとする。

キ 首里城正殿等仕様書第 13 条 2 の要件を満たす、総括責任者及び部門責任者を専任で配置できること

(2) 欠格条項

以下のいずれかに該当する法人等は、応募することができない。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効とする。

ア 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

イ 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている法人等

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である法人等

エ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人等

キ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、県における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

ク 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消しの日から 2 年を経過しない法人等

ケ 本事業の運営支援業務受託者と資本面若しくは人事面において関連がある団体。運営支援業務受託者は、次のとおりである。

・一般社団法人日本公園緑地協会（東京都千代田区岩本町三丁目 9 番 13 号岩本町寿共同ビル）

※「資本面において関連のある」とは、総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っていることをいい、「人事面において関連のある」とは、役員がもう一方の団体の代表権を有している役員を兼ねている場合をいう。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外する。

ア 提出された書類に虚偽の記載があった場合

イ 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触した場合

ウ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

エ 収支計画書における首里城正殿等及び県営首里城公園それぞれの指定管理料が、県が提示した指定管理料の上限額を超えた場合

オ その他不正な行為があった場合

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとする。

ア 代表者又は代表となる団体を決定すること。

イ 指定管理者の指定後、基本協定は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、基本協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。

ウ (1)応募資格ア、イ、ウ、オは、各構成員が満たすこと。(1)応募資格エ及びキは、共同企業体として満たすこと。

エ (2)欠格条項及び(3)失格事項は、各構成員についても適用する。

オ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、募集に応募することはできない。

2 首里城正殿等における業務実績に関する要件

申請者は、過去 5 年間に於いて、同種業務の管理運営実績を有さなければならない。なお、共

同企業体の場合は、代表団体又は構成団体のいずれか1者以上が同種の業務実績を有していればよいものとする。

<p>同種業務とは</p> <p>次の①及び②に該当する施設において、展示解説、普及啓発、入場料収受、利用者サービス、売店営業、広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進企画、施設維持管理、安全衛生管理等多岐にわたる運営管理を一括して、業務間の調整を図りつつ総合的に行う業務</p> <p>① 観光・文化施設として活用している施設</p> <p>② 管理区域内の管理対象として歴史的木造建築物、復元木造建築物等がある施設</p>
--

第9 指定管理者選定の手続き

1 募集及び選定のスケジュール（予定）

首里城正殿等及び県営首里城公園同じ

内容		日程
募集要項等（募集要項、仕様書、要求水準書、申請書類様式、審査基準等）の公表		令和4年6月1日(水)
募集に関する質問、現場説明会及び施設見学会参加申込の受付開始		令和4年6月1日(水)
現場説明会及び施設見学会参加申込期限		令和4年6月9日(木)
指定管理者募集に係る現場説明会及び施設見学会		令和4年6月17日(金)
募集に関する質問の受付期限		令和4年6月22日(水)
質問の回答		令和4年7月6日(予定)
指定管理者指定申請書類（事業計画書等）の提出期限		令和4年8月1日(月)
プレゼンテーション及び指定管理者制度運用委員会による審査 ※プレゼンテーション実施日程等は、応募者に対して個別に通知		令和4年8月下旬(予定)
選定結果の公表		令和4年9月中旬(予定)
県議会への指定管理者指定議案の上程		令和4年10月(予定)
指定管理者の指定		令和4年10月下旬(予定)
指定管理者との協定の締結		令和4年12月中旬(予定)
業務開始	首里城正殿等	令和5年2月1日(水)
	県営首里城公園	令和5年4月1日(土)

2 募集要項等の公表

配布期間	令和4年6月1日(水)～令和4年8月1日(月)
配布時間	平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
配布場所	<p>沖縄県土木建築部都市公園課（県庁10階）</p> <p>直接受け取る場合は事前に電話連絡を行うこと。</p> <p>記録媒体(CD-R)に保存した上で提供する。</p> <p>・沖縄県のホームページよりダウンロードできる。</p> <p>https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/koen/shurijo/r4shurijositeikanri.html</p>
配布内容	募集要項、仕様書、要求水準書、審査基準、申請書類様式等

3 秘密制約保持者に対する資料の提供

提供資料1～3については、常時公表することにより県営首里城公園等の管理運営におけるセキュリティ上の問題等が生じるため、メール又はファックスにて第5号様式により令和4年8月1日(月)の17時まで申し込んだ者にのみ提供するものとする。資料の配付については、沖縄県土木建築部都市公園課にて記録媒体(CD-R)に保存した上で都市公園課受け取り又は郵送にて提供する。

4 指定管理者募集にかかる現場説明会及び施設見学会

日 時	令和4年6月17日(金) 申し込み状況を踏まえ時間割り振りを行う。
場 所	国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園における本業務の管理区域 ※集合場所について、参加申込者へ別途連絡を行う。
対象者	本募集への応募を検討している法人等。

※現場案内に参加を希望する場合は、ファックスにて第6号様式により、「問い合わせ先」へ令和4年6月9日(木)の15時まで申し込むこと。

※現場案内当日は、本募集要項を持参すること。

※申し込み状況等により、開催場所、時間等を変更することもある。

※公平性を確保するため、現場案内において口頭での質問を受け付けない。後に、文書にて質問を行うこと。

5 募集に関する質問等の受付

質問期間	令和4年6月1日(水)～令和4年6月22日(水)
質 問 者	法人その他の団体
質問方法	質問は質問票(第7号様式)に記載の上、ファックスか電子メールにより送付すること。※送付後に、電話確認を行うこと。
回答方法	質問への回答は、令和4年7月6日(水)予定に沖縄県土木建築部都市公園課のホームページにて掲載する。掲載後、質問者に質問回答の公表をファックス又は電子メールにて通知する。

第10 申請の手続き

1 申請書類の提出

受付期間	令和4年7月25日(月)～令和4年8月1日(月)
受付時間	平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)
受付場所	沖縄県土木建築部都市公園課(沖縄県庁10階)
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・上記受付場所に郵送又は持参すること。 ・郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時必着とする(令和4年7月25日(月)以前に届いた場合は、同25日に受け付ける。) ・持参する場合は、事前に電話連絡をすること。

2 提出書類

(1) 申請書

様式	記載事項	内容に関する留意事項	枚数
第1号様式	申請書	首里城正殿等に係る指定管理者の指定に関する申請書	1

第2号様式	申請書	県営首里城公園に係る指定管理者の指定に関する申請書	1
-------	-----	---------------------------	---

(2) 応募資格関係

様式	記載事項	内容に関する留意事項	枚数
第3-1号様式	共同企業体の構成	共同企業体の構成及び役割分担	適宜
第3-2号様式		共同企業体協定書	適宜
第3-3号様式	宣誓書	第8-1-(1)を満たし、かつ、(2)及び(3)のいずれにも該当しないことの宣誓。 ※共同企業体の場合は、構成団体分提出すること	各団体分
第3-4号様式	団体概要書	団体概要（団体経歴含む） ※共同企業体の場合は、構成団体分提出すること	各団体分
第3-5号様式	役員名簿	役員名簿 ※共同企業体の場合は、構成団体分提出すること	各団体分
第3-6号様式	団体の同種業務の実績	第8-1-(5)の要件に示した団体の過去5年間の同種業務の実績について記載する 同種業務の具体的内容がわかるよう記述する	共同企業体の場合 1者以上が提出
第3-7号様式 第3-8号様式	配置予定者の経歴等	第8-1-(1)-キの要件に示した配置予定の総括責任者、部門責任者の経歴・実績等を記載する 同種業務の具体的内容や実務経験等がわかるよう記述すること 【注1】配置予定総括責任者、部門責任者は、申請書の提出以降の変更を認めないので留意すること（ただし、やむをえない理由により、同等の経験を持つ者を充てる場合には、認めることがある。必要があれば協議すること） 【注2】配置予定総括責任者及び部門責任者は、申請する者又はその構成員と申請書の提出日において直近3ヵ月以上直接的な雇用関係にあることを示す書類の写しを添付すること（添付⑥） 【注3】首里城正殿等仕様書第13条3に示した資格・技術を持っているものは、資格・技術を記載し、資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。ただし、第8-2に示した団体の技術力に関する要件で提出する場合は、ここで提出する必要はない（添付⑦） 【注4】提出された人員について、業務の執行が著しく困難であると判断される場合、指定管理候補者として選定しないこととなるので留意すること 【注5】申請団体以外の団体における実績を同種業務の実績に含める場合には、確認できる資料を添付すること	適宜
添付書類	法人その他団体	①団体概要（パンフレットでも可） ②法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヵ月以内のもの）。 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ③決算書等（直近3年） ・決算書（勘定科目内訳書を含む） ・法人税申告書（別表1～7）の写し ・事業報告書	各団体数分（共同企業体の場合は、①から④まで構成団体分提出すること）

		④ (ア) 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、所在都道府県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目） (イ) 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、所在都道府県納税証明書（全税目）及び所在市町村納税証明書（全税目）	
		⑤同種業務に関わる事業概要（パンフレットでも可）	1者以上
	配置職員関係	⑥直近3ヵ月以上の雇用を証明できる健康保険証、又は雇用保険被保険者証等の写し	総括責任者及び部門責任者 分配置職員分
		⑦第3-8号、第3-9号様式に記載した資格を有することを証明する書類の写しを添付する	適宜、当該配置要員の第3-8号、第3-9号様式を鏡として添付
		⑧申請団体以外の団体における実績を同種業務の実績に含める場合には、確認できる資料を添付する	

(3) 事業計画書等

様式	記載事項	枚数
第4-1号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の設置目的、コンセプトに合致した管理運営の基本方針、目標、特性の理解	4枚以内
第4-2号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の維持管理の基本的考え方と具体的取組み	4枚以内
第4-3号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の利用者の安全の確保（安全衛生管理、防災・災害時対応等）の基本的考え方と具体的取組み	6枚以内
第4-4号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の入場料収受等の基本的考え方と具体的取組み	3枚以内
第4-5号様式	首里城正殿等の復元整備に関する展示解説等業務の基本的考え方と具体的取組み	2枚以内
第4-6号様式	首里城正殿等の首里城復興普及啓発の基本的考え方と具体的取組み	2枚以内
第4-7号様式	首里城正殿等の売店営業等の基本的考え方と具体的取組み	2枚以内
第4-8号様式	首里城正殿等の広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進の基本的考え方と具体的取組み（行催事含む）	2枚以内
第4-9号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の利用者の公平な利用の確保、適切なサービス提供（接遇・利用者案内・警備）の基本的考え方と具体的取組み	4枚以内
第4-10号様式	首里城正殿等の行催事の基本的考え方と具体的取組み	2枚以内
第4-11号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の自主事業の基本的考え方、具体的取組みについて	4枚以内
第4-12号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の業務実施体制及び人員配置計画の基本的考え方と具体的取組み	5枚以内

第4-13号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園のスタッフ教育（安全対策の研修等）の基本的考え方と具体的取組み	5枚以内
第4-14号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の想定される業務リスクへの対応	3枚以内
第4-15号様式	首里城正殿等及び県営首里城公園の料金体系と収支計画の基本的考え方	4枚以内
第4-16号様式	首里城正殿等の指定期間に係る収支計画書（総括表・年度別）	適宜
第4-17号様式	県営首里城公園の指定期間に係る収支計画書（総括表・年度別）	適宜

3 申請書類の提出部数

応募資格申請書	正本1部、 副本15部
事業計画書等	正本1部、 副本20部

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とする。

※提出に際しては、フラットファイル等にファイリングしたものを提出すること。

4 申請法人名等の公表

申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解すること。

5 県提供資料の目的外使用の禁止

県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはならない。

6 申請費用の負担

申請にあたっての費用は、申請者の負担とする。

7 提出書類の変更及び追加の禁止等

申請書類を提出した後の、書類の変更及び追加は認めない。また、取り下げ後の再提出は認めない。ただし、県の判断で、必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがある。

8 提出書類の著作権、情報公開の取扱い

提出書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、県は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、いかなる理由があっても返却しない。

提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取扱う。

9 申請書に含まれる権利等の取扱い

申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

10 申請の辞退

申請書類を提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

第11 選定及び審査基準

1 選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行う。

(1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

(2) 指定管理者制度運用委員会による審査

「沖縄県国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）及び県営首里城公園に係る指定管理者制度運用委員会（以下「委員会」という。）」が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定する。複数の者が同点となる場合、委員会の協議等により設定される方法により選定する。応募者によるプレゼンテーションの時間は1者あたり40分とする（質疑含まず。）。

なお、応募者数によって、委員会の協議等で定める方法により、プレゼンテーションの実施対象者を絞ることがある。

また、次の要件に1つでも該当した場合、失格とする。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 要求水準書に定める管理運営レベルを満たすことができないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

(3) その他

プレゼンテーションは、事前に提出した申請書類に基づき説明すること。プレゼンテーション実施日程等は、応募者に対して個別に通知する。

委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定する。

2 審査基準

委員会は、別紙に掲げる審査基準に基づき、審査項目ごとに全てを評価することとし、以下の場合に該当する団体は選定しないものとする。

(1) 提出した事業計画書等において、十分な記載がなく又は記載内容について仕様書及び要求水準を満たしていないと出席した委員全員が判断した場合。

(2) 出席した委員の合計点の平均が、配点した点数の合計の半分に満たない場合。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果については各応募者（共同企業体の場合は代表団体）に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられない。

第12 基本協定等の締結

指定管理者の指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結する。また、年度ごとに締結する「年度協定」を別途締結する。

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取消し、協定を締結しないことがある。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 応募資格要件を喪失したとき。

オ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

第13 指定管理者の留意事項

1 モニタリングの実施

(1) 指定管理者が行う事項

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上、安全確保等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告すること。

また、指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、年度業務計画書及び収支予算書、業務報告書等を県に提出すること。

ア 業務月報 毎月10日

イ 上半期報告書（4月1日から9月30日までの事業実績）毎年10月10日

ウ 年度業務計画書及び収支予算書（翌年度計画）毎年1月末

エ 年次報告書（4月1日から翌年3月31日までの事業実績）毎年4月末

オ その他県が必要と認める書類

(2) 県が行う事項

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書（以下「基本協定書等」という。）、業務計画書等に従って適切に管理運営が行われているか、また、その事務が法令に適合しているかについて、適時、関係書類の閲覧又は提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行う。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、又は調査に協力すること。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行う。

ア 定期評価

県は、指定管理者から業務報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が協定書等の水準を満たしているかについて確認を行う。

イ 随時評価

県は、必要があると認めたときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、又は施設内において指定管理業務の調査を行うことがある。

2 監査

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の42第1項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなる。

第14 指定管理者の取消し等

1 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければならない。

なお、指定管理者が共同企業体の場合において、指定管理者は、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとする。

2 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

3 指定管理者の取消し等

県は、次のいずれかに該当する場合、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

ア 指定管理者の倒産又は指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。

イ 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。

ウ 指定期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。

エ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が改善しなかった場合。

4 損害賠償について

前記 3 の措置により、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなる。

5 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

第 15 業務の引継ぎ

1 指定管理業務開始時の引継ぎ

現在、指定管理業務に従事している者について、安定的なサービスの提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮すること。指定管理者の変更により利用者が不利益を被らないように留意すること。

2 指定管理業務終了時の引継ぎ

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引継ぎに協力しなければならない。

第 16 その他

やむを得ない事情により、本公募の内容変更や公募を中止する場合、それによって生じた申請者等の損害について、申請者等自らが負担するものとする。

また、手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

第 17 問合せ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 (県庁 10 階)

沖縄県土木建築部 都市公園課 国営公園管理班

電話 098-866-2035 ファクシミリ 098-867-7875

電子メールアドレス : aa060208@pref.okinawa.lg.jp

別添資料 一覧

番号	資料	備考
別添 1	位置図及び首里城公園管理区分図	共通
別添 2	指定管理区域図および公園施設図	首里城正殿等
別添 3	設備・機器等点検数量表	首里城正殿等
別添 4	国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等の管理に関する実施協定書	首里城正殿等
別添 5	管理区域清掃数量総括表	首里城正殿等
別添 6	管理区域植栽現況図・数量表	首里城正殿等
別添 7	県貸与備品一覧	県営首里城公園
別添 8	令和 3 年度 首里城地区 実施催事・展示会一覧	首里城正殿等
別添 9	現指定管理者が実施した関連事業（地域還元事業・公園関連事業）	首里城正殿等
別添 10	国営沖縄記念公園内施設（首里城地区内施設）モニタリングシート（令和元年度、令和 2 年度）	首里城正殿等
別添 11	県営首里城公園モニタリングシート（令和元年度、令和 2 年度）	県営首里城公園
別添 12	現指定管理者管理運営業務実施体制（令和 4 年 4 月現在）	共通
—	令和 3 年度首里城公園事業概要	沖縄総合事務局HP
—	国営沖縄記念公園整備・管理運営プログラム（令和 3 年 6 月）	沖縄総合事務局HP

※資料のうち図面上に縮尺が表示されているものは、原図の縮尺であり、資料の縮尺とは異なる。

秘密誓約保持者への提供資料一覧

番号	資料	備考
資料 1	修繕および更新履歴（令和元年度～令和 3 年度）	首里城正殿等及び県営首里城公園
資料 2	警備数量および立哨位置図（令和 3 年度）	首里城正殿等
資料 3	現管理者保有資産リスト（什器備品、車両）	首里城正殿等及び県営首里城公園

別紙

審査基準及び配点

首里城正殿等管理条例第6条及び県営首里城公園第20条の審査基準に基づき、下表審査項目毎に評価する。なお、評価に当たっては次の事項について留意するものとする。

- ① 募集要項、首里城正殿等仕様書及び首里城正殿等要求水準書並びに県営首里城公園仕様書及び県営首里城公園管理水準書に示した事項について提出書類に提案されているか
- ② 提案内容の実現可能性が高いか、要求レベルを満たした管理運営を行うことができるか

審査基準	審査項目 (首里城正殿等管理条例第6条及び県営首里城公園第20条の各号)	配点
I 基本的事項 (15点)	①首里城正殿等及び県営首里城公園の設置目的、コンセプトに合致した管理運営の基本方針、目標、特性理解 (第1号関連)	15
II 指定管理者が行う業務(自主事業含む)の範囲に関する事項 (130点)	①首里城正殿等及び県営首里城公園の維持管理の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	15
	②首里城正殿等及び県営首里城公園の利用者の安全の確保(安全衛生管理、防災・災害時対応等)の基本的考え方と具体的取組み (第1号関連)	25
	③首里城正殿等及び県営首里城公園の入場料収受等の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	10
	④首里城正殿等の復元整備に関する展示解説等業務の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	10
	⑤首里城正殿等の首里城復興普及啓発の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	10
	⑥首里城正殿等の売店営業等の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	10
	⑦首里城正殿等の広報宣伝・誘客営業活動及び利用促進の基本的考え方と具体的取組み(行催事含む) (第2号関連)	10
	⑧首里城正殿等及び県営首里城公園の利用者の公平な利用の確保、適切なサービス提供(接遇・利用者案内・警備)の基本的考え方と具体的取組み (第1号関連)	15
	⑨首里城正殿等の行催事の基本的考え方と具体的取組み (第2号関連)	10
	⑩首里城正殿等及び県営首里城公園の自主事業の基本的考え方、具体的取組みについて (第2号関連)	15
III 業務体制、人材育成に関する事 (50点)	①首里城正殿等及び県営首里城公園の業務実施体制及び人員配置計画の基本的考え方と具体的取組み (第3号関連)	15

	②首里城正殿等及び県営首里城公園のスタッフ教育(安全対策の研修等)の基本的考え方と具体的取組み (第3号関連)	25
	③首里城正殿等及び県営首里城公園の想定される業務リスクへの対応 (第3号関連)	10
Ⅳ収益性に関する 事項 (30点)	①首里城正殿等及び県営首里城公園の料金体系と収支計画の基本的考え方 (第3号関連)	15
	②首里城正殿等及び県営首里城公園の指定期間に係る収支計画 (第2号関連)	15
Ⅴ申請団体に関する 事項 (25点)	①申請者の同種業務及び管理の実績* (第3号関連)	15
	②申請者の安定性、健全性(財務状況、資産状況)* (第3号関連)	10
合計		250

* 応募要件審査時資料にて採点する。